

令和2年度 一般会計 予算内示 事業別概要書 (当初)

款	2. 総務費	大事業	2. 消費者問題啓発事業
項	1. 総務管理費	中事業	
目	15. 消費者行政推進費	担当所属	消費生活センター

予算種別	補助/単独	事業区分	前年度 当初予算額	増減額	前々年度 決算額		5年間計画額		
臨時	単独	計画	0	0	2,557	実施計画	第2章	15,829	
							基本施策4	15,829	
							施策3	3,193	
							基本施策4	3,193	
							施策3	3,175	
							基本施策4	3,075	

本年度事業費	(歳入)	(歳出)
本年度当初要求額	184	
本年度当初査定額	184	2,732

財源内訳	県支出金	諸収入				その他	一般財源
本年度当初要求額	0	0				184	△184
本年度当初査定額	84	100				0	2,548

<事業に関する説明>

<p>(事業の概要) ・年6回の消費者大学は自ら被害にあわないかしい消費者となる為の啓発事業です。</p> <p>・年2回の消費者セミナーは主旨は消費者大学と同じですが、消費者大学は平日開催の為若い世代がなかなか取り込めないため、土曜日開催として広く消費者への啓発を図ります。</p> <p>・消費生活展等を開催します。</p> <p>・消費者啓発リーフレット、啓発小冊子等を作成、配布します。</p>	<p>(事業の目的) ・消費生活情報の提供と消費者教育を実施することにより契約トラブルなどの未然防止と拡大防止を図ります。</p> <p>・高齢者問題や環境問題など、その外延を広げつつある消費者問題において、消費生活の安定向上のため、自立した消費者として自立的且つ合理的な行動の取れる市民の育成を図ります。</p>	<p>(事業の効果) ・世代、性別に関わらずあらゆる人々に関係する消費者問題について被害の未然防止と拡大防止を図ります。</p> <p>・自主的且つ合理的な行動の取れる自立した消費者の育成を図ることで、環境問題等の取り組みにも寄与できます。</p>
<p>(事業実施上の問題点) ・消費者被害の拡大防止及び自立した消費者の育成のため、消費者問題に関心の薄い市民等を考慮し、より多くの市民に情報を提供する必要があります。</p>	<p>(前年度からの見直し点)</p>	<p>(見積についての特記事項) ・消費者契約法の実行性確保に関する要請に基づき、適切な情報提供が求められていることを配慮しました。</p> <p>・消費者問題は、社会の新しい動きを敏感に反映しており、各種講座、書籍やパネルの整備をはじめとして、常に最新の情報を市民に提供します。</p>

節	本年度 当初査定額	前年度 当初予算額	増減額
07	240	200	40
08	4	6	△2
10	1,100	1	1,099
11	542	0	542
12	846	0	846

	款	項	目	節	細節	細々節	歳入特定財源科目名称	本年度 要求額	本年度 査定額	前年度 予算額	増減額
特定財源	16	02	01	01	02	00	地方消費者行政推進交付金	84	84	0	84
	21	05	04	01	50	10	消費者大学資料代	100	100	100	0
差引一般財源								△184	2,548	△100	2,648